

上野事務所ニュース

24年6月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail ueno@athena.ocn.ne.jp

算定基礎届 準備のお願い

算定基礎届とは、各被保険者の社会保険料を今の賃金に見合うものにするための届出です。

被保険者の4、5、6月の3ヶ月間に支払った賃金を保険者に届出て、9月からの1年間の保険料を決定します。

算定基礎届の作成と提出に向けて、4月以降の賃金台帳整備をお願いします。社会保険手続きのもらえないかの確認も行ってください。

◆4月以降に昇給や降給があり、3ヶ月の賃金の平均が現在の等級と比べて二等級以上変わる場合は、算定基礎届ではなく、月額変更届を提出します。固定給の変動があった場合はご連絡ください。

在留カードについて

平成24年7月9日から新しい在留管理制度が始まります。新しい制度の開始に伴い、中長期在留者に「在留カード」が交付されます。

外国人を雇入れる際、在留カード表面に記載されている「在留期間」、「就労制限の有無」や、裏面の「資格外活動許可」欄を見て、就労可能であるかを確認してください。在留カードは実物で確認し、コピーをとっておきましょう。

外国人登録制度は平成24年7月9日をもって廃止されますが、以下の表に記載のある方は、外国人登録証明書を一定期間在留カードとみなします。

永住者	平成27年7月8日まで
-----	-------------

特定活動（5年の在留期間が付与されている人）	在留期間の満了日または平成27年7月8日のいずれか早い日
それ以外の在留資格者	在留期間の満了日

就労が認められても、その活動が特定されている在留資格もあります。在留資格を確認し、従事することが認められている就労内容であることも確認してください。

①就労内容に制限のない在留資格

在留資格	該当例
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、実子、特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及びわが国で出生し、引続き在留している実子
定住者	外国人配偶者の連れ子等

②就労可能だが、就労内容が特定されている在留資格例（他11種類あり）

在留資格	該当例
技術	コンピュータ技士、自動車設計技士等
人文知識・国際業務	通訳、語学の指導、為替ディーラー、デザイナー等
企業内転勤	企業が海外の本店、支店から期間を定めて受け入れる社員（活動は、「技術」、「人文知識・国際業務」に掲げるものに限る）
技能	外国料理の調理師等
特定活動	ワーキングホリデー、卒業後就職活動を行う留学生等（条件があります）

◆不法就労外国人を雇用した事業主は、入管法により3年以下の懲役又は300万以下の罰金に処せられます。

助成金の受給 と解雇、特定 受給資格者

先月号で特集した、
特定求職者雇用開
発助成金を受給で
きる事業所の要件

に以下のようなものがあります。

- ①対象労働者の雇入れ日の前後 6 か月
間に以下のような事業主の都合によ
る従業員の解雇（勧奨退職を含む。）
をしていないこと（1 人でも×）

◆契約期間満了による退職も、以下の
場合は解雇と同じ扱いとなります。

契約期間が合計 3 年以上となる者
を、雇止め通知なく、会社からの
申出により期間満了で退職しても
らった場合

- ②対象労働者の雇入れ日の前後 6 か月
間に上記①以外の理由での特定受給
資格者を 4 人以上ださない、または
4 人以上だった場合、その特定受給
資格者の割合が対象労働者の雇入れ
日における被保険者数の 6%を超え
ていないこと。

特定受給資格者の理由には以下の
ような場合があります。

- i .倒産
- ii .労働条件の著しい相違等、事業主
に退職の要因のある、正当な理由が
ある自己都合退職の場合

◆契約期間満了での退職も、以下の
場合は該当します。

ア.契約期間が合計 3 年以上となる者
を、雇い止め通知をした上で、会社
からの申出により期間満了で退職
してもらった場合

イ.契約期間が合計 3 年未満の者を契
約更新の確約があり、本人も更新
の希望があったにもかかわらず退
職してもらった場合

Q & Aなぜなにどうして？

Q；算定基礎届提出時に、社会
保険の調査が行われると
聞きました。こういった
ことを調査されるのでし
ょうか？

A；調査にあたり、持参する主なもの
は以下の通りです。

- ①出勤簿（昨年 7 月以降のもの）
- ②賃金台帳（昨年 7 月以降のもの）
- ③源泉所得税領収証書（昨年 7 月以
降のもの）

これらを元に以下のような確認を行
います。調査の連絡がきたら、書類を
再度整備し、手続漏れがないか確認し
ましょう。

- 1.社会保険の加入に漏れはないか？

社会保険加入要件※を満たしている
場合、加入の必要があります。加入
要件には給与額は関係なく、勤務日
数や時間で確認されます。

- 2.社会保険加入の時期が正しいか？

試用期間であっても社会保険加入要
件※を満たす場合、最初から加入をす
る必要があります。

※社会保険加入要件

- i .正社員の 3/4 以上の勤務時間で
あること

→月 16 日以上かつ 1 日 6 時間以上
勤務すること

- ii .2 ヶ月を超えて雇用される予定で
あること（日雇い、季節的業務、
臨時的事業の事業所を除く）

- 3.月額変更が正しく行われているか？

月額変更の条件

（下記要件を共に満たす場合）

- (1)基本給や通勤手当、家族手当など、
固定的な賃金に変更
- (2)変更前の等級と変更後の 3 ヶ月平
均の等級を比べて、2 等級以上の差
がある

◆賃金台帳に給与を支払っている全て
の人が記載されているかを、賃金台
帳の所得税合計額と源泉所得税領収
書の納付金額により確認します。